

橋本市と和歌山大学との連携協力に関する包括協定書

橋本市と和歌山大学は、包括的な連携協力のもと、地域社会の発展と学術の振興に貢献するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、橋本市と和歌山大学(以下「両者」という。)が、人的交流、知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、相互の活動の充実と発展に資するとともに、地域社会の発展と学術の振興に貢献することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を推進するものとする。

- (1)人的交流
- (2)知的・物的資源の相互活用
- (3)共同による調査研究及び事業の実施
- (4)その他、両者が必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑、且つ効果的に進めるために、両者に窓口を設け必要な連絡調整を行う。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、両者のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年5月14日

橋本市長

和歌山大学長

水 下 善 之



小 田

音

